

厚生文教常任委員会

平成 2 8 年 9 月 1 2 日

葛 城 市 議 会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 平成28年 9 月12日 (月) 午前 9 時30分 開会
午前11時48分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | |
|-----------|-------|---------|
| 3. 出席した委員 | 委 員 長 | 増 田 順 弘 |
| | 副委員長 | 西 川 朗 |
| | 委 員 | 内 野 悦 子 |
| | 〃 | 西 井 覚 |
| | 〃 | 藤井本 浩 |
| | 〃 | 西 川 弥三郎 |
| | 〃 | 白 石 栄 一 |

- 欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員
- | | |
|-----|---------|
| 議 長 | 赤 井 佐太郎 |
| 議 員 | 川 村 優 子 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------------|---------|
| 市 長 | 山 下 和 弥 |
| 副 市 長 | 生 野 吉 秀 |
| 教 育 長 | 大 西 正 親 |
| 総合政策企画監 | 本 田 知 之 |
| 市民生活部長 | |
| 兼新炉建設準備室長 | 巽 重 人 |
| 新炉建設準備室課長補佐 | 福 井 敏 秀 |
| 市民窓口課長 | 吉 村 泰 祐 |
| 保険課長 | 森 本 美起代 |
| 〃 補佐 | 油 谷 知 之 |
| 新庄クリーンセンター所長兼 | |
| 當麻クリーンセンター所長 | 増 井 良 之 |
| 當麻クリーンセンター主幹 | 柏 井 英 洋 |
| 保健福祉部長 | 水 原 正 義 |
| 保健福祉部理事 | |
| 兼子育て福祉課長 | 岡 幸 子 |

子育て福祉課主幹	松 浦 幸 恵
社会福祉課長	石 井 由 美
〃 補佐	林 本 裕 明
〃 補佐	西 川 賢
長寿福祉課長	西 川 育 子
〃 補佐	堀 川 雅 樹
健康増進課長	西 川 佳 伸
〃 主幹	中 井 浩 子
教育部長	吉 村 孝 博
教育委員会理事	
兼生涯学習課長	和 田 正 彦
教育総務課長	前 村 芳 安
体育振興課長	竹 本 淳 逸
中央公民館長	辻 一 成

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中 井 孝 明
書 記	吉 田 賢 二
〃	吉 留 瞳

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

議第42号 葛城市印鑑条例の一部を改正することについて

議第43号 平成28年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について

議第44号 平成28年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について

議第45号 平成28年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について

調 査 案 件（所管事項の調査）

新クリーンセンター建設にかかる諸事業について

開 会 午前9時30分

増田委員長 ただいまの出席委員は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開催いたします。

皆さん、おはようございます。夏の暑いのもだいぶ和らいでまいりました。稲穂も相当傾いて秋を思わせる時期となりました。

本日、厚生文教常任委員会を開催させていただきましたところ、早朝よりご参集を賜りましてありがとうございます。本日は、前は比較的少ない議案でございましたけども、今回、盛りだくさんの議案がございますので、皆さん方の活発なご意見を頂戴いたしながら委員会を進めてまいりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは、委員外議員の出席の申し出がございます。川村議員でございます。

次に、一般の傍聴の取扱いについてお諮りをいたします。本委員会においては一般の傍聴を許可することとし、傍聴人の入退室も許可いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴及び傍聴人の入退室を認めることといたします。

(傍聴者入室)

増田委員長 発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立をいただき発言されるようお願いをいたします。また、携帯電話をお持ちの方につきましては、必ず電源を切るか、音の出ないようなご配慮を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第42号、葛城市印鑑条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

巽市民生活部長。

巽 市民生活部長兼新炉建設準備室長 市民生活部の巽でございます。

それでは、議第42号、葛城市印鑑条例の一部を改正することにつきましてご説明させていただきます。

本案は、マイナンバーカード、正確には個人番号カードでございますが、カードの普及拡大により市民へのサービスと利便性の向上を図るため、本年10月1日からマイナンバーカードを利用するコンビニ交付を実施させていただくことに伴いまして、関係します葛城市印鑑条例の一部に所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、マイナンバーカードに記録されている利用者証明用電子証明書を利用してコンビニエンスストア内の多機能端末機により印鑑登録証明書の交付が可能となりますので、新たにその1条を加えるもので、本年10月1日から施行するものでございます。

お手元にある新旧対照表をごらんいただきたいと思います。めくっていただきまして2ページの右側の第16条が多機能端末機による印鑑登録証明書の交付について追加される条文で、黄色のマーカーをしていますので見ていただくとわかりやすいと思いますが、その部分だけ

を読ませていただきますと、「個人番号カードを利用して多機能端末機により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる」というふうにしております。なお、同条のそれ以外の括弧内の条文につきましては、個人番号カードと多機能端末機をそれぞれ説明した条文となっております。

以上でございます。

増田委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 ただいま異部長からご説明をいただきました議第42号の葛城市印鑑条例の一部を改正することについて、若干お伺いをしておきたいと思います。

個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを活用して、利用してコンビニから印鑑登録証明書を入手できると、こういうことであり、それらを条例上きちっと整備をするということであります。本年、平成28年度の当初予算において、このシステム構築の委託料4,600万円が計上され、具体的に手続が、準備が進められているということであります。そこで要件です。今は印鑑登録カードを持っている人が、そのカードを持っていけばそれぞれ庁舎、あるいは出先で取得ができるということなんですけども、コンビニでの取得はやはりちゃんと印鑑登録をしておく必要があるというふうに考えるんですが、その点はいかがでしょう。それから、24時間これらのサービスが受けられるのかどうかお伺いをしておきたいというふうに思います。それと、土・日・祝日、年末年始等々の対応はどうなるのか、この点もお伺いをしておきたいと思います。

以上です。

増田委員長 吉村課長。

吉村市民窓口課長 市民窓口の吉村です。よろしくお願いします。

ただいまの白石委員のご質問ですが、まず1点目の登録は事前に必要です。登録していない方については、マイナンバーカードを使用されても印鑑証明は出ることはございません。

2点目の時間ですが、24時間コンビニでも実際に出るのは朝の6時半から23時までが利用時間となっております。それからもう1点、年末年始については、12月29日から翌年の1月3日まで、これについては出ません。

以上です。

白石委員 土・日・祝日はいけるのか。

吉村市民窓口課長 土・日・祝日は大丈夫です。

増田委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第42号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第42号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第43号、平成28年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決についてを議題といたします。

本案につきましては分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村部長。

吉村教育部長 教育部長の吉村でございます。

それでは、ただいま上程の議第43号、平成28年度葛城市一般会計補正予算（第3号）のご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億71万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億6,834万円とするものでございます。

それでは、分割付託されますので、本委員会に関係する部分のみをご説明申し上げます。

それでは、歳出の方からご説明を申し上げます。

8ページをお開きください。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費といたしまして、12節役務費で18万5,000円の追加、19節負担金補助及び交付金で50万円の追加でございます。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費におきましては、13節委託料で234万2,000円の追加、18節備品購入費で15万3,000円の追加でございます。5目老人福祉費といたしまして、8節報償費で24万円の追加、9節旅費で7万5,000円の追加、11節需用費で50万円の追加、12節役務費で6万7,000円の追加、18節備品購入費で80万4,000円の追加、19節負担金補助及び交付金で278万1,000円の追加でございます。6目介護保険料助成費でございます。23節償還金利子及び割引料で8,000円の追加でございます。

9ページをお願いいたします。3款民生費、2項児童福祉費、1目の児童福祉総務費でございます。13節委託料で101万7,000円の追加、23節償還金利子及び割引料で309万5,000円の追加でございます。2目児童措置費でございます。23節償還金利子及び割引料で5万1,000円の追加でございます。3目保育所費におきましては、23節償還金利子及び割引料で30万円の追加、8目子育て世帯臨時特例給付金事業費におきましては、23節償還金利子及び割引料で68万9,000円の追加でございます。次に、その下の4項生活保護費でございます。1目生活保護総務費におきましては、14節使用料及び賃借料で63万6,000円の減額でございます。

10ページでございます。4款衛生費、1項保健衛生費でございます。2目予防費におきましては、12節役務費で1万3,000円の追加、13節委託料で631万8,000円の追加でございます。6目保健施設費では、11節需用費で36万円の追加でございます。2項の清掃費でございます。

2目の塵芥処理費では、11節需用費で150万7,000円の追加、12節役務費で3万4,000円の追加でございます。4目地域循環型社会形成推進事業費では、13節委託料で4,240万円の追加でございます。

12ページをお願いいたします。8款教育費でございます。2項小学校費、1目学校管理費におきましては、14節使用料及び賃借料で84万9,000円の追加でございます。5項社会教育費におきましては、4目公民館費で、7節賃金で142万2,000円の追加、5目コミュニティセンター管理運営費におきましては、7節賃金で46万5,000円の追加でございます。6項保健体育費でございます。2目体育施設費では、7節賃金で49万1,000円の追加でございます。

続きまして、歳入の方に移らせていただきます。6ページをお願いいたします。3段目の13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節の社会福祉費負担金では11万4,000円の追加でございます。2項国庫補助金におきましては、2目民生費国庫補助金では、1節社会福祉補助金で278万1,000円の追加、3目衛生費国庫補助金では、1節の保健衛生費補助金で1,080万円の追加、めくっていただきまして7ページでございます。14款県支出金、2項県補助金では2目民生費県補助金といたしまして、1節社会福祉費補助金で138万6,000円の追加、17款繰入金、2項の他会計繰入金でございます。2目の介護保険特別会計繰入金で1節介護保険特別会計繰入金といたしまして9,000円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

増田委員長 ただいまご説明願いましたが、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内野委員。

内野委員 10ページの4款衛生費、13節のB型肝炎予防接種委託料についてですが、今回、10月1日から定期化ということで、対象年齢など詳しい内容と、あと、出生率の月平均何名と仮定しているかということと、もう一つ、B型肝炎ワクチンの1人当たりの積算はどのくらいかという3点、よろしくお願いいたします。

増田委員長 西川課長。

西川健康増進課長 健康増進課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

B型肝炎の予防接種が6月に法改正されまして、これのための補正でございます。まず、対象年齢につきましては、生後1年以内の子どもさんが接種3回をすることとなっております。また、出生数でございますけれども、直近で4月から6月までの出生数を換算しまして、ひと月25人ということで年間300人、これを3回接種するということになっております。

それと、1人頭の委託料でございますけれども、北葛城地区医師会で決定していただきました委託料7,020円に対して、先ほど言いました1年間の出生数300人ということで3回、これによって631万8,000円を補正させていただいております。

以上でございます。

内野委員 ありがとうございます。

増田委員長 ほかにございませんか。

白石委員。

白石委員 内野委員に引き続いて、議第43号の一般会計補正予算（第3号）について若干の質疑をさせていただきます、このように思います。事項別明細書の8ページ、歳出、2款総務費、1目戸籍住民基本台帳費の役務費並びに負担金補助及び交付金についてお伺いをいたします。

先ほど、条例の追加によって印鑑証明のコンビニ交付を実施していくということでの予算的な措置ということでありますけども、18万5,000円が計上されております。その積算根拠についてお伺いをするとともに、これは当然、10月1日からでありますので、平年ベースであればこの倍になるのかどの程度になるのかちょっとお伺いをしておきたいと思います。それから、地方公共団体情報システム機構負担金として50万円ということであります。これもコンビニ交付に伴う負担金でありますけども、この50万円、半期ですが、の積算根拠についてお伺いをしておきたい、このように思います。

それからあと1つ、民生費の社会福祉総務費の委託料、福祉医療システム改修委託料234万2,000円、県の子ども医療費改正に伴うということでありますけども、その内容等をお伺いするとともに、18節の備品購入費も一緒の目ですので質疑をさせていただきます。庁用備品購入費15万3,000円が計上されておりますけれども、どのような目的によりどのような備品を購入されるのかお伺いをしておきます。

以上です。

増田委員長 吉村市民窓口課長。

吉村市民窓口課長 市民窓口課の吉村です。ただいまの白石委員の質問にお答えさせていただきます。

まず、役務費の18万5,000円の根拠なんですが、コンビニ交付で証明を受けるためにコンビニ事業者に手数料1通当たり123円を支払います。これに伴いまして、過去3年の印鑑証明、住民票の実績を踏まえまして、今現在マイナンバーカード普及率を約10%と想定しまして、約1,500件ということ想定しました。123円掛ける1,500件で18万5,000円という根拠を出させていただいています。

続きまして、負担金なんですが、コンビニ交付に伴いまして負担金を支払うに当たりまして一定の基準がございまして、小規模市町村、特別区、人口が15万人未満の場合は年間300万円というのが決まっております。その中におきまして今回10月からの実施を目指しておりまして、当初は12月を予定しておりましたが、これも2市5町の共同化に伴いまして、当初の場合は住民票、印鑑証明、戸籍等、まだ未確定な部分がございましたが、参加団体5団体全てが今回は戸籍を見送るということで、その分時期を早めることが可能になりました。それに伴いまして、当初12月から組んでいた分に2カ月前倒しの分を計算させていただいた、その分が50万円になっております。

以上でございます。

増田委員長 森本課長。

森本保険課長 保険課の森本です。よろしくお願いいたします。白石委員の質問にお答えいたします。

福祉医療のシステム改修の委託料の件でございます。この件につきましては、奈良県が小学生、中学生子ども医療助成対象の範囲を平成28年8月診療分から、入院のみから全医療費に改正したことにより、子ども医療に係るシステム改修が必要となりました。これまで葛城

市では小・中学生の全医療を医療費助成の対象とし、資格の管理、給付事務について不具合はございましたが、現在のシステムで作業できておりましたが、平成28年8月診療分以降、県補助対象者か市単独制度の対象者の振り分けが必要となるため、システム改修が必要となるものでございます。よろしくお願いいたします。

増田委員長 石井課長。

石井社会福祉課長 社会福祉課の石井でございます。よろしくお願いいたします。

白石委員にご質問いただきました備品購入費につきましては、生活困窮者自立支援統計システム用のパソコンでございます。今年度に入りまして厚生労働省から来年1月から国に直接、生活困窮者自立支援制度の実施状況を報告する生活困窮者自立支援統計システムの運用開始を予定している旨の通知がございました。現在、担当者は庁内のみで利用できますパソコン、まだXPなんですけれども、事業の実施状況の管理を行っておりますが、新システムの導入ということになれば専用回線で国とデータのやりとりをするため新しいパソコンが必要になり、予算計上させていただきました。なお、このパソコンに関しては4分の3の国庫補助の対象となっております。

以上です。

増田委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ所管の課長からご答弁をいただきました。コンビニ事業者等に対する手数料、あるいは地方公共団体システム機構負担金に対する費用については、それぞれコンビニ交付については1通123円で過去実績からしたら1,500件。この1,500件というのは、これは半年の実績を見込んでいるものだね。半年だね。これを2倍すれば平年ベースがわかるということだと思います。また、システム機構負担金、これについても半年ということで理解をしておきたいというふうに思います。当然、地方公共団体情報システム機構に対する負担金は、先ほど課長からご説明がありましたように、小規模自治体、15万人以下の自治体の年間負担金は300万円ということでもありますけども、これにコンビニ交付が平年ベースで事業が行われることになると100万円ということになるわけでありまして、また、図書カード等の活用ということになれば、また同じようなことになるのではないかとというふうに思うわけで、これはやればやるほど負担がふえるというふうな、そういう内容が非常に私は疑問であります。地方公共団体情報システム機構というのは、これはやはりそれぞれの市町村の事務事業の効率化とか、そういうことによって支出を低減するという、そのためにシステムを一括して仕事を受けてやっているわけで、やればやるほど負担がふえるというのではやっぱり困るわけで、もっともっとやっぱりそういうシステムを利用して広がれば、それに応じて、負担がふえるのではなくて、負担がふえてもその負担率がやっぱり下がるというような、1件ごとにぱっと負担が上乘せしていくということではなくて、ふえればふえるほど負担の割合が、やっぱり100万円のところが50万円になるとか、そういうことを考えてもらわないと全く費用という面ではメリットがないわけで、この辺は今後、やはり議論をしていかなければならないことだというふうに思います。

それから、民生費の13節委託料の福祉医療システム改良委託料234万2,000円、これは県が

制度改正によってシステム改良せざるを得ないということで、この分は葛城市はこれ単独でやってきていた部分があるので、実際に県からもこんなシステム改修に補助が欲しいと言いたところでありますけれども、この点についてはやむを得ないかなというふうに思いました。しかし、その下段の庁用備品購入費、生活困窮者自立相談支援事業に基づくパソコンの購入ということであります。これは、この事業の実施状況等を報告するためのシステムなんですね。4分の3の負担ということでありますけれども、新たな法改正やシステム改修によって地方自治体の負担がどんどんとふえてきているし、また、事務量がふえて職員に負担がかかってきていると、こういう状況になっているんですね。この点では、せめて厚労省の新しい支援事業とあわせてやられる周辺事業については、国がやっぱり100%で見られるべきだというふうに考えます。この点は、実際に4分の3ということであるけれども、実際にこの運用に当たっての人件費等からしてどの程度の負担がふえてくるかなんてことは検討をされたことはありますか。この点だけ聞いておきたい、このように思います。

増田委員長 石井課長。

石井社会福祉課長 社会福祉課の石井です。よろしくお願いします。

人件費に関しましては、今現在、生活困窮者自立支援の相談員の方を設置しておりますので、その者が担当しております。システムにつきましてもパソコンを使ってしておりますので、事務量に関しましては、このシステムを導入しても特に変更ないと考えております。

以上です。

増田委員長 白石委員。

白石委員 課長は本当に原課の責任者として、生活補助に係る相談員さんの職務の状況というのはよくわかっているというふうに思いますね。ほんまに懇切丁寧に、それこそ本当に早朝から夜間まで時間をいとわず仕事をする、こういう状況もやっぱり多々あるわけですね。僕は非常に市民の皆さんからのご相談も、また仕事をふやすなんていうことで心を痛めている部分があるわけでありますけれども、今の若い職員たちはパソコンの操作ぐらいいやったら簡単にできるということでありますけれども、操作は簡単にできるんですけども、やはりいろんな事務事業の集計、まとめ、そういうことをしていこうと思ったら、やはり時間がかかりますので、そういうものが私は負担になって市民サービスという点で弱まるというか、そういうことがあってはならない。そういう点は十分に配慮していただきたいというふうに思います。最低これらの費用負担については、国がやはり責任を持って対処をしていただく。積みもり積もれば大きな金額になっていくというふうに思います。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

内野委員。

内野委員 3款民生費の5目の19節負担金補助及び交付金の地域介護福祉空間整備推進補助金なんですけれども、これは今、国が進めている介護ロボットのことだと思っておりますけれども、今回278万1,000円を計上されておりますが、国の100%補助ということで、この介護ロボット何台分なのかということと、また詳しい内容も教えていただけたらと思います。

増田委員長 西川課長。

西川長寿福祉課長 長寿福祉課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

内野委員のご質問ですが、こちらは介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業でございまして、1法人に対して92万7,000円、3法人に対して国100%の補助で278万1,000円となっております。法人別に申し上げますと、1法人で2つの対象機器を希望されているところもありますけれども、内示額といたしまして、1法人といたしまして92万7,000円が変わりはございません。

以上でございます。

増田委員長 内野委員。

内野委員 ということは、1法人で2台だけなんですね。あとはないんですね。わかりました。種類とかどういうふうな内容のロボットかというのわかるんですか。お願いします。

増田委員長 西川課長。

西川長寿福祉課長 1法人当たりの補助金につきましては92万7,000円が変わりはございませんので、2法人でもう申請をされているかもしれませんが、最終的にそれを購入されるかどうかは、うちの方ではちょっと確認はできません、今のところ。それと、ロボットの種類なんですけれど、移乗、入浴などの介護業務の支援をする操作系のものや見守りを行う、机の上に置いてコミュニケーションをとれてセキュリティー型のものを含んだ介護ロボット、そういうのもございます。ちょっとつけ加えさせていただきますけれども、この事業につきましては、国の平成27年度の補正予算繰越分の対象ということになっております。先ほど仰せのとおりでございます。

以上でございます。

増田委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。いつから導入とかは、まだそういうような詳しいことはわかりませんですね。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 内野委員の質疑に引き続いて、5目老人福祉費でありますけれども、8節の報償費から18節の備品購入費についてであります。県地域の包括支援のためのボランティア要員の養成、このように聞いておりますけれども、講師謝礼から旅費、通信運搬費、広告チラシ、振込手数料等々計上されているわけでありまして、その事業の詳細内容についてお伺いをしたい。どのような趣旨、目的で、今補正予算でどういう事業をやられようとしているのか、この点をお伺いしておきたい、このように思います。

それから、ちょっと若干、同じ5目の老人福祉費の財源内訳のところでありまして、財源内訳の国県支出金が416万7,000円となっております。歳入を見ますと、国庫補助として地域介護福祉空間整備推進交付金として278万1,000円が、これは100%の補助でありますけれども計上されております。それを差し引きますと138万6,000円が残ってくるわけですが、これは近い将来、国が手当てをしていただけるという前提で計上されておられる

のだろうとしか予想できないわけですが、この辺をちょっとお伺いしておきたい、このように思います。

それから、9ページの方に移ります。児童福祉総務費の13節委託料、児童扶養手当システム改修委託料101万7,000円、これも国の法改正に伴ってシステム改修という形で計上されておりますが、これについては財源内訳のうち国県支出金が空白になっているわけでありまして、けれども、これも近い将来、国において予算措置されるのか、その点をお伺いしておきたい、このように思います。

増田委員長 西川課長。

西川長寿福祉課長 長寿福祉課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

老人福祉費の方の各種支出の分でございますが、こちらは地域包括ケアシステムの構成要素充実事業といたしまして、地域包括ケアシステムの5つの構成要素がございます。医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を充実させるための事業に資するモデル事業を行う市に対し、その事業に要する経費について県の100%補助金が交付されるものでございます。事業内容といたしましては、生活応援サポーターを養成し、軽微な家事、介護保険のサービスでは賄えないようなサービスなどに対する知識、技術を学んでいただき、その後、派遣を行えるようにしていこうと思っております。また、生活応援サポーターとしてボランティア活動を行った際に、活動実績に応じてポイントを付与する仕組みも構築していこうと考えております。

それから、入につきましては、先ほどおっしゃっていただきましたとおり、介護ロボットが278万円の入でございます、あとの138万6,000円につきましては地域包括ケアシステム構築支援補助金ということになっております。

以上でございます。

増田委員長 岡理事。

岡 保健福祉部理事兼子育て福祉課長 子育て福祉課の岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまのご質問でございますが、平成28年度8月より児童扶養手当法の一部改正に対応するためのシステム改修委託料101万7,000円の補正でございます。児童扶養手当につきましては、ひとり親家庭に対しての養育している人に支給される手当となっておりますが、今の改正の内容につきましては、児童扶養手当の第2子の加算額及び第3子以降の加算額が増額に変更されることになっております。内容につきましては、子どもが1人の場合は月額全額支給で4万2,330円は変更はございませんが、子どもが2人以上の場合は、加算額が現在月額5,000円から最大で倍の1万円に、それから3人以上の場合につきましては、1人につきまして現在月額3,000円から最大で倍の月額6,000円に加算されます。現在のシステムを改正に対応するための改修の計上でございます。補助金に対しましては、全額一般財源の対象で、補助金の対象にはなっておりません。

以上でございます。

増田委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ課長の方からご答弁をいただきました。老人福祉費の県地域包括ケアシステム構

築のための県100%の事業ということですね。これらは介護保険事業計画が第7期から要支援1、2を、これは第6期までは市町村で実施をしていたけれども、要支援1、2の方については介護保険事業から外れると、こういうことになるわけで、それらの受け皿をやはりつくっていくという目的で措置されているものだというふうに思います。考え方はどうであれ、法律が決まれば実施せざるを得ないわけで、私たちもやるからにはやはりサービスの低下があってはならない。逆に、地域が密着をして、本当にサービスが向上する、そういう体制を整備していくというのは当然やってもらわなくてはならないことであります。本補正予算において、それらの新たな事業が本当に要支援者にとって本当によりよいものになるように強く求めておきたい、このように思います。

それから、児童福祉総務費の児童扶養手当システム改修委託料、本当に制度はころころとやっぱり変わってくるわけで、そのためにシステム改修が行われてきております。事務もそのたびに負担がかかってきているわけでありまして、これらが一般財源で対応しなくてはならないという、これは本当に国が国の責任としてやはりきちっと財源の手当てをやらねばならない。これは積み積み重ねれば非常に大きな金額になる。過去に総務省は役所のIT化によって何でもかんでも業者に委託をし、非常に費用が増嵩している。このような費用が増嵩しないために、やはり自治体としてきちっと検証して、自治体として対応できる能力を身につけるべきだと、このように言ってきたことがあるわけでありまして、実態はそうにはなっていない。他の外部要因によってこのように負担がふえてきている。少なくとも全て全額、一般財源で手当てしなくてはならないなんてことのないように、やはり市町村の原課が県を通して国に強く申し入れをしていただきたいということを述べておきたいと思っております。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 引き続いて、清掃費で4目の地域循環型社会形成推進事業費であります。これらについては新しいクリーンセンターの稼働が平成29年度ということになりますので、それらにあわせて笛堂にありますクリーンセンターを解体し、その跡地に剪定枝破碎堆肥化施設を構築すると、こういうことになるわけで、それらに対する予算措置がされているわけでありまして。これはこれとして評価できるものだというふうには思うわけでありまして、何よりも地元の皆さんのご理解が大切だというふうに思います。予算措置は、これはもう当然やらなくてはならないことではありますけれども、やはり、こういう事業というのは本当にその意義をご理解いただいて、地元の皆さんにご協力いただくということが大事です。どのような取り組みがなされているか、この点お伺いしておきたい、このように思います。

それから、12ページ、8款教育費、5項社会教育費、公民館費並びにコミュニティセンター管理運営費並びに体育施設費で、それぞれ嘱託職員の報酬の減額、臨時雇用賃金の増額等の予算措置がされております。これらは嘱託職員が退職をされて、その後に一時的な手当としてその臨時雇用賃金、いわゆるアルバイトを雇用し対応するということになっているのだ

というふうに理解はいたしますけれども、やはり嘱託職員とアルバイト職員の職責、その内容というのは、私は当然違うというふうに理解を、責任も違うというふうに理解をしております。これは年度途中によってこういうことになったというのは、これはやむを得ないことだと思いますけども、基本的にこれらの事務事業については、やはり嘱託職員で将来も対応をしていくということになるのかどうかお伺いしておきたい、このように思います。

増田委員長 異部長。

異 市民生活部長兼新炉建設準備室長 市民生活部の異でございます。白石委員の最初のご質問の方にお答えさせていただきたいと思います。

地域循環型社会形成推進事業費の委託料の剪定枝等破砕堆肥化施設整備設計委託料でございます。どのような地元との対応をされているかというような内容であったと思いますが、昨年度、実際に豊明市さんともう1カ所、愛知県の2カ所、実は施設を見てまいりまして、いろいろその辺の反省も踏まえて、今年また堆肥化施設の視察というものを今現在考えております。実は8月7日に役員会がございまして、その際に実際地元の方へ行かせていただいて、いろいろその辺のお話をさせていただいております。昨年度の視察研修の際に、1カ所の施設が結構においがきつかったということもございまして、地元につきましては臭気対策にかなり十分気をつけてやってほしいというようなこともございまして、今回、またそういう臭気対策のとれた施設をいろいろ探して視察の方に行きたいというようなことも申されておりますので、今現在、候補地を探しております。それで、今回この補正予算を上げさせていただいて、実際に少しでも早くそういう堆肥化施設の建設に取りかかりたいという意味もございまして、もう一つは、やはり設計をすることによって具体的に地元と協議がしやすくなるということもございまして、その辺を含めて今回の補正を上げさせていただきました。とにかく地元がやっぱりこういう施設でないといけないというようないろんな要望がありますので、その辺を十分加味した中で、また設計の方にも今回補正させていただいた分を取り組ませていただきたいと考えております。

以上でございます。

増田委員長 吉村部長。

吉村教育部長 教育部長の吉村でございます。ただいまの白石委員のご質問の、嘱託にかかります報酬に関して賃金の補正の増額の件でございます。

ご承知のように、嘱託にかえましての賃金の補正でございまして、嘱託といいますのは特に専門的技術あるいは市の退職者による嘱託も配置しておったところでございます。平成29年度の予算要求に向けましてこれまでの業務内容等を精査いたしまして、その要望に対して検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

増田委員長 白石委員。

白石委員 異部長の方から剪定枝等の破砕堆肥化施設の地元における視察等の内容、取り組みについてご報告をいただきました。剪定枝だけでしたら、これは臭気の方もそんなにない、素人目でもまあまあ理解できるわけでありましてけれども、やはりネギ等も堆肥化をしていくということになれば、どうしても臭気の問題が出てくるわけで、これは避けがたいのかなと。施設

にお金さえかければ、それは臭気の出ないものはできるというふうに思いますけれども、やはりそこまでできるのかというのがありますので、やはりその辺はきちっと設計委託料が実際に計上されて具体的に取り組まれていくわけで、そのことによって事業費がまた変わってくる可能性もあるわけで、ここはやはり私は基本的には地元の住民の皆さんの声を十分尊重していただきたい。これまで何十年、それこそクリーンセンターが本当に近くにあって、煙の問題とかにおいの問題とかいろいろ皆さんにご迷惑をかけてきた歴史があります。そういう意味でやはり万全の対応をしていただきたいということを求めている、このように思います。

それから、嘱託職員とアルバイトの関係です。やはり嘱託職員の果たしている役割というのは、結構私は大きいものがあると。それぞれの館長や所長を支えるという、ともに事業を執行していくという点では、やはり補助的な事務をこなしていくアルバイトとは違う職務の内容、あるいは嘱託職員の中には行政経験豊かな人もやっぱりいるわけですから、非常に大切な役割をしているわけであります。そういう意味では、年度途中でおやめになったということは、これはやむを得ないことでありますけれども、やはりきちっとした住民サービス、事務が執行できるような人員配置を求めている、このように思います。

以上であります。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第43号議案の関係部分を採決いたします。

本案の関係部分を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第43号の関係部分は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第44号、平成28年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の説明を求めます。

巽部長。

巽 市民生活部長兼新炉建設準備室長 市民生活部の巽でございます。

それでは、議第44号、平成28年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ940万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算

の総額をそれぞれ46億8,040万4,000円とするものでございます。

事項別明細書の5ページをお願いいたします。歳出でございます。1款1項1目一般管理費、13節委託料で324万8,000円の追加でございます。3款1項1目後期高齢者支援金、19節負担金補助及び交付金で187万3,000円の追加でございます。4款1項1目後期高齢者納付金、19節負担金補助及び交付金で6万2,000円の追加でございます。6款1項1目介護納付金、19節負担金補助及び交付金で54万9,000円の追加でございます。8款2項2目保健事業費、13節委託料で367万2,000円の追加でございます。

次に、歳入でございます。4ページをお願いいたします。3款1項1目療養費等負担金、1節現年度分79万4,000円の追加でございます。3款2項1目財政調整交付金、1節財政調整交付金22万3,000円の追加でございます。3款2項2目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金、1節国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金264万8,000円の追加でございます。6款2項1目県財政調整交付金、1節県財政調整交付金447万円の追加でございます。10款1項1目繰越金、1節前年度繰越金126万9,000円の追加でございます。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

増田委員長 ただいま説明を願いましたが、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 ただいま異部長からご説明がありました、議第44号の平成28年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について若干お伺いをしておきたい、このように思います。

事項別明細書の方であります。5ページ、6ページにわたって2点ばかりお伺いをしておきたい、このように思います。まず、1款1項1目一般管理費、委託料という形で電算システム改良委託料264万8,000円、レセプト処理委託料60万円ということであります。これの財源を見てみますと、歳入の4ページには国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金ということで264万8,000円が計上されておりますが、これらが財源として充当措置されている、このことであるので、大きくは国民健康保険制度関係業務準備事業に資する補正予算というふうに思いますが、これは平成30年だったでしょうか、国保事業を都道府県と市町村が連携をして一体で事業を運営していく、都道府県への広域化という形で進められるその準備作業だというふうに思うわけでありますけれども、電算システム改良委託料、これがその事業に当たるわけでありますけれども、具体的なシステム、どのようなシステムが改修の対象になってくるのか、その点をお伺いしておきたい、このように思います。

それから、8款の保健事業費、2目の保健事業費で、13節委託料で医療費分析業務委託料367万2,000円が計上されております。これらについてはまず事業の中身、全額これは財源内訳を見てみますと国県支出金において財源が確保されておりますけれども、この財源の内容についても若干お伺いをしておきたい、このように思います。

とりあえずその辺でよろしく申し上げます。

増田委員長 森本課長。

森本保険課長 保険課、森本です。よろしくお願いいたします。白石委員の質問にお答えいたします。

電算システムの改修委託料ということです。平成30年度に向けて県単位化に関し、国が開発した納付金の算定標準システムの導入の改修費用でございます。こちらの費用は、今、白石委員がおっしゃったように、全額国の補助でございます。

そして、2番目のレセプト処理の委託料なんですが、こちらの方はデータヘルス作業事業に係る過去3年間の医療費分析レセプトデータ抽出に係る費用でございます。1枚1円ということで、ひと月に1万7,000円掛ける12カ月、3年分61万2,000円をKDB国保のデータベースの連合会からのデータから抽出する作業でございます。こちらの方は全額、県の特別調整交付金で交付されます。最後の8款の医療費分析業務委託料ということでございます。こちらの方もデータヘルス計画策定に伴う医療費分析委託料でございます。データヘルス計画は統計資料や電子レセプトデータの分析を通して地域の健康管理と改善目標を明確化し、PDCAサイクル、P l a n（計画）、D o（実施）、C h e c k（評価）、A c t（改善）によって、効果的、効率的に保健事業を実施するための計画でございます。特定健診の結果やレセプト、診療報酬明細を細かく分析して皆さんの健康管理を推進して健康寿命を延ばしていくために、今後の健康づくりに生かしていくための計画でございます。データヘルス計画は国保データベースを活用して、特定健診や医療費の分析を行う必要があります、葛城市において策定するには、この計画について専門的に担当する事務職員、保健師等の配置、専門的な業者に委託する予算措置が必要になると考えております。また、データヘルスを利用して地域の特性を生かして保健事業をどうしていくか、また、健康増進課の専門性を持った保健師と協調して事業を推進していくことが望ましいと考えております。

健康寿命の延命、健康で幸せに暮らせる地域社会の実現、生活習慣病の発症・重症化予防、医療費を初めとした社会保障の適正化による財源健全化の実現を目指すことを大きな柱といたしております。こちらの方も県の特別交付金で全額補助がでございます。

以上です。

増田委員長 白石委員。

白石委員 森本課長の方からご詳細にご答弁をいただきました。補正予算の大きな特徴は、データヘルス計画を更に具体化していくという形での措置だということです。これは当然、そういう保健事業にかかわる事業をやはり実施していくということで、県の財政調整交付金が427万2,000円、今回交付をされているわけでありまして。ということは、これは奈良県内で何市かがモデル事業として実施をしているということになっているのでしょうか。電算システムの改修委託料、これについては全ての市町村で実施されている事業というふうに思うわけでありまして、特別調整交付金との関係からすれば、これは葛城市が独自にやっているのか、何市町村かが抽出されて本ヘルス計画のこの事業が実施されているのか、その点、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

以上です。

増田委員長 森本課長。

森本保険課長 保険課、森本です。よろしくお願いします。

データヘルスの計画策定なんですが、保険者が実施する保健事業と同様、データヘルスは

義務ではなくて保険者の努力義務でございます。しかし、計画策定していることが今後平成30年度に向けて国庫補助金対象の要件となるようになっていくように聞いております。今現在、奈良12市の中では奈良市、御所市、天理市が策定済みでございます。今年度、調整交付金がつくということです、大和高田市、香芝市、大和郡山市、五條市、そして葛城市は今年度に策定する予定でございます。あと、ちょっと町村の方はまだ把握しておりませんので、以上でございます。

増田委員長 白石委員。

白石委員 課長からご答弁をいただきました。特別調整交付金の性格からすれば、当然、全ての自治体を対象に、同じ事業に対して交付されることはないわけで、課長の説明のとおりだというふうに思います。そういう意味では非常に大切な事業ではないか。今後の推移を見守り、その成果によって本当に健康寿命が延ばせるようなデータを整理していただいて、保健事業に生かせるようになればいいかなと、このように思います。

以上であります。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第44号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第44号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前11時00分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議第45号、平成28年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

水原保健福祉部長。

水原保健福祉部長 保健福祉部長の水原でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程になっております議第45号、平成28年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

お手元の補正予算書1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございます。

保健事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ880万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億9,430万3,000円とするものでございます。

事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。歳出でございます。4款基金積立金、1項基金費、1目介護給付費準備基金積立金、25節積立金で443万2,000円の追加でございます。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、23節償還金利子及び割引料で436万2,000円の追加でございます。同じく6款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金、28節繰出金で9,000円の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。戻っていただきまして4ページをお願いいたします。歳入4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、2節過年度分といたしまして642万2,000円の追加でございます。5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、2節過年度分といたしまして1万円の追加でございます。6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、1節介護給付費準備基金利子収入といたしまして1,000円の追加でございます。8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金で237万円の追加でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

増田委員長 ただいま説明願いましたが、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 ただいま水原部長からご説明がありました議第45号、平成28年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）について若干お伺いをしておきたい、このように思います。

まず、事項別明細書の5ページ、歳出でありますけれども、6款の諸支出金、償還金が436万2,000円ということでありますけれども、これの内容についてお伺いをしておきたいというふうに思います。それから、ちょっと前後いたしますけれども、その上に当たります基金費、介護給付費準備基金積立金443万2,000円が積み立てられるということでもありますけれども、現在の介護給付費準備基金の残高がどのようになるのかお伺いをしておきたいと思います。それから、最後の6款の諸支出金の一般会計繰出金9,000円でありますけれども、これらはどのような事業に係る一般会計繰越金に当たるのか、少額でありますけれどもお伺いをしておきたい、このように思います。

増田委員長 西川課長。

西川長寿福祉課長 長寿福祉課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず、6款の諸支出金、償還金の方です。こちらは国庫返還金316万2,541円、それから県費の返還金といたしまして103万6,684円、それから支払基金交付金、これが合計いたしまして補正額として436万2,000円が上がっております。

続きまして、介護給付費準備基金積立金の方ですが、こちらは平成27年度の出入の差額として238万104円の繰越分でございます。また、未交付分として保険給付費で県費2万485円、それから支払基金で保険給付分として643万2,499円ありますが、返還金は保険給付費の負担分で国庫が108万9,174円、地域支援事業費の負担分で国庫が207万3,367円、県費で103万

6,684円、支払基金におきましては地域支援事業費で19万4,183円、平成27年度より始まりました低所得者保険料軽減返還分負担金9,000円を差し引きまして、合計額が205万576円となります。合わせまして443万680円となります。また、介護給付費準備基金積み立てに伴う利子収入が平成27年度末で6万173円のところ、当初予算計上6万円のため1,000円の追加となりまして、合計443万2,000円の補正額となっております。

今年度、平成27年度基金積立利子として先ほどの6万円を加えましたところで2,990万1,603円の基金残額となっております。

それから、一般会計の繰出金ですが、こちらは低所得者第1段階の方ですが、保険料軽減負担金精算で年間3万円のところ2万7,000円に軽減するに伴いまして、国が2分の1、県が4分の1、市の負担といたしまして4分の1の3人分の返還金となります。既に1,882人分で計上されておりますが、実人数が3人減の1,879人となりましたので、3人分3,000円で9,000円を繰り出し、一般会計より返還するものでございます。

以上でございます。

増田委員長 白石委員。

白石委員 西川課長から詳細にご答弁をいただきました。介護給付費準備基金積立金の現在高が2,991万円余りになっているということであります。償還金の内容についても詳細にご説明をいただきました。一般会計繰出金9,000円については、第1段階の方々の税の軽減措置に対する市負担分が人数減によって一般会計へ戻った、こういうことでありました。一般会計補正予算にもそのような介護保険からの繰り入れがあったのであります。

以上です。ありがとうございました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第45号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第45号は原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

引き続きまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査案件についてであります。

新クリーンセンター建設にかかる諸事業についてを議題といたします。

本件につきまして、現在の事業の進捗状況について理事者よりご報告をお願い申し上げます。

巽市民生活部長。

巽 市民生活部長兼新炉建設準備室長 市民生活部の巽でございます。

それでは、新クリーンセンターにかかる事業の進捗状況についてご報告させていただきます。

まず、工事の進捗ですが、現在、工場棟は屋根の工事を行っており、躯体工事はほぼ完了いたしました。煙突工事につきましては、外部塗装を残し完了しています。管理棟や計量棟につきましては、現在、躯体工事を行っています。今後は各棟の外装や内装、電気工事などの仕上げを行い、来年正月明けに建築確認検査を受け、その後、試運転を開始する予定でございます。全体の工事進捗率は、工場製作品も含め現在約70％となっております。

次に、県に対する取り消し裁判でございますが、高裁の判決後、原告側は最高裁に上告されましたが、その後、特に進展はないように県の方から聞いております。

以上でございます。

増田委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。

西川委員。

西川弥三郎委員 順調に建物の方は進んでるみたいな報告ですけども、平成29年度から稼動しないといけないときに、前々からちょっと問題やとって何回も言っている搬入の道路ですけど、これ、はっきりとやっぱりしていかないと、そこらの報告がないけど、大字當麻との約束もある中で搬入道路が完成をちゃんとするというような、今から思うともうとても無理やと思うし、知りませんよ、それはやれるのかどうか。それでちょっとはっきり言って、これ、もう採決したからあれやけど、この衛生費で事業認定の申請、これが上げてあるということでしょう。やらないと仕方ないときはそうやけども、ちょっとやっぱり最後はそういうふうなことをやらないとなんだけども、そこらをもうちょっと進めてもらわないと、今後どうやっていくのか、そこら辺も含めて、今ここで返事せえと言うのも無理な話かもわかりませんが、そこらの搬入用の道路についての進捗はどんな感じですか。當麻との瓦堂池の土手、あれずっと補修を、東側へ土を盛ってちゃんと補強も一応してあるけれども、だけど、そこらはやっぱりできればそこそこは使わんようにというふうなこともあったみたいやし、そこらのとこをちゃんとしないと、せやから多分これ、事業認定の申請を上げたんやと思うけども、そこ、どうなの。そこらをちょっと聞かせて。

増田委員長 巽部長。

巽 市民生活部長兼新炉建設準備室長 市民生活部の巽でございます。ただいまの西川委員からのご質問でございます。

進入道路の方、1筆残っているのはどうなってるんやと、これからの計画としてどう考えてるんやというお話やろうと思います。一応、現在、確かに1筆残っている分につきましては、まだ用地買収が済んでおりません。この用地につきましては、前任者の方から聞いておるのでは、平成22年から用地交渉がスタートしており、現在でもう6年目になろうかなというような形であると聞いております。ただ、残念ながらまだ買収に至っておりません。先ほどもおっしゃったように、進入道路の工事をするためにその用地が必要なのはもちろんでご

ざいますが、その前に瓦堂池の護岸工事というのが前回の委員会でも少し説明させていただいたかなと思うんですけども、今年度考えております。それはちょうど地権者の東側のあたりの池の護岸工事になるわけですが、実はその護岸工事というか、今現在、進入道路にしている部分については前もご説明させていただいたかわかりませんが、土のうを積んだ状態でその一部土のうの上を埋め立てて道にしているような仮設の進入道路となっております。これをきちっとした形で工事するには、当然、用地買収が済んで、その部分を撤去して適切な護岸工事を行って、そして新しい道をつけていくという工程が必要となっております。

現在、その護岸工事をしていこうとしたら、多分、9月に水を抜いていただいて、10月過ぎからかかっていかなければいけないような状態と実は聞いております。ただ、地権者とのお話の中で私もいろいろ話をさせていただいておるんですけども、今現在、お忙しい方なので余り時間がなくて詳しいお話はなかなかできない状態ですが、一応、初めにお話しして、もうその護岸工事の分が非常に迫っておるということをお話しさせていただきました。その際には、当初11月でも間に合うんかというようなお話をされておったのですが、いや、それではとても間に合わへんと、もう今すぐにでも話をしていただきたいというような、お話というか、了承していただきたいというようなお話をさせていただいたんですが、少し時間が欲しいというような形で交渉の方が終わっております。その後、特に返事をいただいていないような状況でございます。しかし、工事的にいえばすぐさまでもかかって用意を、当然、工事をするにはその準備期間等もございしますので、すぐにもかかっていかなければいけない状況、そういうようなこともありまして、うちとしても更に交渉は続けたいんですが、時間がもうほとんどないような状況に迫っておりますので、迫っておるか期間がもう来ておると考えてもいいかなと思うんですけども、その中で先ほど言った委託料を計上させていただいておると。何も決して余計な費用をかけて、時間もかかることでありまして、それを執行してということを考えているのではありませんが、万が一その用地交渉がどこかの時点で無理だという判断をしたときには、そういう執行も考えていかなければいけないというようなこともございしますので、今回予算化させていただいていることになっております。状況としては少し時間をいただきたいという回答が最後のお話となっておりますような状況でございます。

以上でございます。

増田委員長 西川委員。

西川弥三郎委員 今説明いただきましたが、僕もこのことに関しては当初からの委員長をやらせていただいているんなことでもかかわってきていますので、最終のオープンに向かって大字當麻との交渉もあって、そういうふうなことの中で、言えば、進入道路をあそこへ持ってきたというふうないきさつもある中で、今聞いていたらとてもやないけど間に合わんということやから、部長は時間もかかるし、こういう事業認定の申請を使うようなことのないようにやっていくというふうにおっしゃっているのはそれで結構でございますのですけども、それならいつ、そうしたらしますねんというふうな、それならいつまでこの大字當麻との約束をどう

してくれますねんというようなことになってくるから、やっぱり一応はそういうふうなことも行政としては考えられることは理解できますけれども、11月に返事して、ちょっと待ってくれまで言ってるわけですから、しっかりと交渉して早い時期に解決を見ていただきたいというのが私の意見でございますので、このことについてはやっぱり行政はそういう手続もとるということは理解をしております。

増田委員長 ほかにございませんか。

白石委員。

白石委員 新クリーンセンターの建設にかかる諸事業について、今、巽部長から経過説明があり、さらに西川委員から進入路の工事についての質問があり、お答えをされたところであります。

6月の定例会でも西川委員の方から提起され、私もこの件についてお話をいたしました。まさにタイムリミットになっているということでありますけれども、具体的に先ほど部長は10月に水を抜いて云々の話はしましたけれども、実際にやはり工事にかかろうと思えば、まず発注をしていかないといけないわけですね。指名をするのか、指名でしょうけれども、その発注の日程、水を抜いて等の工事の工期、どの程度やっぱり必要なのか。そういうことを具体的にお答えいただきたいし、西川委員の話ではもう間に合わない、こういうふうな平成29年度の供用開始に間に合わないということがありましたが、間に合わないのかどうか、この点、具体的に話を伺っておきたいというふうに思うことと、尺土の用地についても本件についても、土地の収用をやっぱりやっていくという具体的な姿勢が出されているわけで、私はこの間のこれらの用地取得の事業について、もうやはり市長が行ってちゃんと話をすれば、お願いをすれば、これは決着がつく話と違うんかいという話もしてまいりました。これがどのようにやられたかどうかは、これは私は問うつもりはありませんけれども、市の姿勢として収用をという姿勢がぱんと打ち出された中で、実際に今後の工程表を聞くのもまたあかんということでこうしたんかいなと。いやいや、まだまだ発注して工事にかかればどの程度の期間があればできるのかという見通しを持っているのか、あかんから、これ、収用を目指すということになったのか、その点、聞いておきたい、このように思います。

増田委員長 生野副市長。

生野副市長 当然、先ほど部長が申しましたように、10月というのがある一定のめどと考えているわけございまして、その中で当然、瓦堂池の護岸工事道路拡幅工事でございます。ご承知のように、平成29年3月31日で全て完成をしないといけないわけございまして、先ほど来、部長申しましたように10月ということでございます。なお、了承いただきましても登記等で日程がかかるわけございしますが、それにつきましては、折り合いさえつけば施工承諾という形で工事に踏み切りたいというふうに思っておるわけございまして。なお、用地の件に関しましては、確かに以前より一歩進まれたご返答もいただいておりますが、ただ、1つの条件といたしまして、この事業の用地に関しましての情報公開は当然行っておるわけございまして。ご承知のように、補償に関しましては個人の財産等のことございまして、他の事業に関しましても一切補償については公表はしておらないわけございまして、本人さんのご希望として補償の全て公開をもって協力するということをおっしゃって

るようでございますが、大変その中で用地交渉がとまっているということでございますので、今後、この短い期間の中でその辺を十分理解していただいて、交渉も進めてまいりたいというように思っております。

以上です。

増田委員長 白石委員。

白石委員 生野副市長の方から改めて発言をいただきました。10月をめどとこう言われるけれども、10月の例えば1日に契約ができれば、それがちゃんと発注もできて工期も確保できて竣工に間に合うということになるのか、その点、非常に曖昧なんやね。だから、お互いいつまでに契約ができれば、さっき副市長が言ったように登記等できちっとできなくても施工承諾があれば事業にかかれるじゃないか、こういうことがあるわけだから、そこはいつがほんまの契約のタイムリミットなんやと、入札、発注のタイムリミットなんやと。ここをきちっと本当にお互いが詰めた話をしないと、曖昧な話で「いや、10月ぐらいですねん」とか「半ばぐらいですねん」みたいな話では、こんなん詰まるはずがない。それは副市長が言ったように補償の開示が条件だと、こんなんは条件に僕はならないと思う、それはな。やっぱりこの事業にとって地権者と行政が本当にこの事業が必要なもので、お互いが誠意を持ってどれだけ話し合いをし、やってきたかということの内容じゃないですか。そのことが、お互いが譲り合って事業の趣旨にのっとって了解をし進めていくということが、これが大事な話じゃないですか。その何で障害になっているかということを、私はもっともっときちっとしないといけないというふうには思いますけども、これは補償の開示の問題、これは大きな問題じゃないじゃないですか。やっぱり市長や当事者の関係、これだって私はそんなに大きな問題ではないと。問題は問題ですよ。これは単なる市長の誠意の問題だというふうに思っています。しかしやっぱりこの事業をやるためには、竣工するためにはここを乗り越えないとできないわけですから、そこをきちっと話し合いをしていかないといけないのと違いますか。

いつに契約をすれば3月31日供用開始に間に合いますと。そんな曖昧な形で相手が忙しいから話もできないなんて、そんなことで用地の交渉なんてできるかい。そんなん行かんかいな。話もしてるんやろ。そこをはっきりして、この日までの契約が限度ですと。そして、部長、ちょっともうどないもいかなのやったら市長に行ってもらわないと、副市長に行ってもらわないと。これで契約してもらうようにしてくださいと言ったらよろしいやん。それを、私はちゃんと詰めができてないと思う。そこが曖昧や。お互い曖昧や。そこへもってきて、もう収用いきまっせみたいな、そんなんして話が余計固まっていくみたいなことをしてどないするねん。それは行政としての姿勢が、やらないかんという姿勢はわかるけども、そこは尺土にしたって、これはやっぱり逆にその事態を困難にするものでしかないというふうに思いますよ。だから具体的にいつ行くかまで、ここがタイムリミットですねんというやつをきちっと出してくださいよ。そこを曖昧にしたら、それは忙しいからといってそんなんで流したらあきまへんで。

増田委員長 生野副市長。

生野副市長 用地交渉の件でございます。先ほど来、異部長が申し上げましたように、平成22年から

用地交渉を地権者多くの方々と、ちょっと件数は今、頭の中にはないわけですが、用地交渉を行ってきたわけでございまして、当然、前任者の中で私も平成24年から2年間市民生活部長をやらせていただきまして、その中でこのご本人さんとも随分話もさせていただいたわけでございます。その中で当然、先ほど来、西川委員がおっしゃられましたように議会議員さんとしてこの道路の形態についても当然、ご本人さん、ご承知であったわけでございまして、他の地権者さんにつきましては、当然、いち早く契約もいただいたわけでございまして、最終になれば契約いたすという約束も、私は担当部長として話もさせていただいたわけでございまして、いかんせん、まだ今契約に至ってないのは事実でございますが、やはり当然、収用という方法もとりたいわけでございますが、根気よくといいますか、根気よくという期間もございませぬので、用地交渉を引き続き行ってまいりたいというように思います。そして、無事契約というか承諾いただければ、先ほど申しましたように施工承諾という形で発注していきたいなというように思うわけでございまして、一応10月の業者選定委員会に付託いたしまして、発注は当然、中ごろ過ぎになろうかと思ひます。やっぱりリミットとしては10月上旬に行います業者選定委員会がリミットということでございますので、当然、発注は10月の中過ぎ、それから工事着手は10月中ごろ過ぎになろうかと思ひます。その中で平成28年度末、平成29年3月31日に全て完成ということでございまして、ほかの箇所につきましても舗装等の発注につきましても9月の業者選定委員会等かけておりますので、その部分だけでございますので工事期間もさほどかからないというようなことを思っておりますので、やはりそういう、まずは施工の承諾が一番だなというように今、考えておるわけでございますので、その中で着手をしてまいりたいというように思ひます。

以上です。

増田委員長 白石委員。

白石委員 とにかく、もうあかんねん、もう収用をかけていかないと仕方ないねん、こういう立場ではやっぱりだめですよ。やっぱり最後まできちっと交渉をして竣工に間に合うようにやる、これが職責やないですか。平成22年からと言われるけども、平成22年からの今日までの間にやっぱりいろんなことがあったというのは、これは私もいろいろ聞いていますし、それは、そういうことをここで議論するわけにいかんでしょう。だから、私は言わないだけじゃないですか。何でこないなったんやというようなことはね。だから、そこはおいておきますけれども、最後までそれはきちっと、それは忙しいかわからんけども、ちゃんと交渉して間に合うように、これは最後まで努力すべきだと思いますよ。そんなん何で遠慮しないといけなんの。それは前回も市長にも提案しましたけども、この間そういうことがなかったというので、これ以上私も言いませんけれども、そのように取り組んでください。諦めて、そんなん行かないなんていうのはだめですよ。行って具体的にきちっと先ほど副市長が言ったように、施工承諾ができれば早く着手することができまうというようなことも含めて、これはやっぱりそれこそ地権者の方も政治家の端くれなんですから、そこはやはり高い見識を持って対応してくれるというふうに思ひますよ。ただ責めるだけで、そんなんでは物事が解決するなんて、とってもそれは考えられないですね。余計に、北風と太陽と一緒にですよ、そんなんでは物事

は解決しない。小さなまちでは用地買収を伴う事業については、やはり本当に顔が見えるそういうまちなんですから、そのような対応をして理解を得るということが大事であるというのをつけ加えておきたい、このように思います。

以上です。

増田委員長 ほかにございませんか。

西井委員。

西井委員 ただいまの一部分の用地買収についての話でございますが、私も当初、新クリーンセンター建設委員会の委員の端くれであったと。そのとき、たしか進入道路については委員会で二遍も議決されましたね。たしか西の方から入るという道と現在工事されている道との中で、費用の問題も含めて皆さんどうですかという話があって、今の進入道路が市民のためにも費用的な問題も含めて効果があるということで、二遍議決したというように覚えているわけですが、そのときに私も聞いているのは、たしか委員長は西川委員長で、二遍も議決したという理由自身は、やはり公人ということで、私自身がそこを決めたらという話の条件で二遍わざわざ議決したというふうに考えておるわけで、いろんな今までの経緯の中で言われている話を聞く中で、条件がころころころ変わってると。本来、言えば、それが解決したら協力してもらわないといけないと思うけど、きょうまでの間のいろんな条件がころころ変わってる。確かに白石さんが先ほどおっしゃったように、やはり十分話し合いは必要だと思います。しかしながら、ハードルが何遍も変わっていくというのは、これは信頼できるかどうかということも含めて、私自身、おくれていること自身よりも今までここまで用地の買収ができない、協力姿勢があるのかどうかも考えたら、確かに白石さん言われるように、理解してくれるのやったらいいけど、何か余りにも解決できそうになったらハードルをつくっているような、こんな話でいいのかどうか。

部長の答弁が先ほどあったように、もうちょっと待ってくれと。ただやっぱり交渉するのに、いつまで待ったらいいのかどうかも交渉したのかどうかも、やはりもう待つというよう時間が今現在、来ていないと、先ほどの答弁でね。やはりその道も何でつくらないといけないかといったら、當麻の方々が、今まで使っていた道をどんどん通られたら住民が迷惑やと。その辺の中で新しい進入路をつくったということから考えたら、やはりその道をきちっと努力するようにしないといけないんだけど、こんな事態が起こっているということ自身、私もけげんに思うとしか言えないんだけどね。その辺、先ほど答弁があった、もうちょっと待ってくれという話やけども、それ、期日とか決められたのかどうか、それを先にちょっと教えてもらいたいと思います。

増田委員長 巽市民生活部長。

巽 市民生活部長兼新炉建設準備室長 市民生活部の巽でございます。

ただいまの西井委員からのご質問でございますが、具体的な期日、何月何日までというような返事はさせていただいておりません。

以上でございます。

増田委員長 西井委員。

西井委員 やはりその辺からいったら、もうほんまに市民が来年4月以降にクリーンセンターを利用するまでにきちっとすべきことをきちっとしないといけないという認識の中で、もうこれ以上この件については申し上げませんが、やはり当初の約束どおり、ハードルが何遍も上がっているというような話やったら、それ相応の方法もしなければならんんじゃないかと思えますので、ちゃんとその辺を理解してもらいたいと思います。

もう一つ、一番最初の問題で、あと残っているので煙突といたら水蒸気の排出口の話やと思いますが、それに色を塗るという話やってんけど、できるだけ當麻の方々の意識を考えて自然との融和をしたような形の塗装をしてもらわねば、やはり煙突といたら大変あれやけど、水蒸気の排出筒に近いような状況が今の煙突やと思いますけど、その辺についてちょっと色合いとかどのような形するかということを答弁してもらいたいと思います。

増田委員長 異部長。

異 市民生活部長兼新炉建設準備室長 市民生活部の異でございます。

ただいまのご質問でございますが、外観上の色でございますが、今のところ焦げ茶色という形で、一番林、森の中にあっても目立ちにくい色ということで計画しております。それと、あと水蒸気につきましては、一応、白煙防止装置というのをつけておりますので、ただ、非常に気温が低いときとかいう場合は一部水蒸気となる可能性がございますが、その辺の発生しにくいような白煙防止装置というのをつけておりますので、その辺は少しは軽減されるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

増田委員長 西井委員。

西井委員 煙突のことも含めて答弁いただいたわけですが、できるだけやはりどこの自治体においても迷惑施設ということの考え方の中で近隣住民に迷惑をかけないように、煙突も含めていろんな方について十分留意した中でやってもらいたいということを要望して、質問は終わっておきます。

増田委員長 ほかにありませんか。

白石委員。

白石委員 先ほどの発言でおさめようと思っていましたけど、また改めて西井委員からも質問がありましたので、私の考え方を述べておきたい、このように思います。

2回も委員会等で決められたということは、これはそういうことだろうというふうに思うんです。しかし、その決められたことが後日の事情で変わるなんていうことは、これはそれぞれの議員、あり得ることですよ。私も変わったことがありますよ、それはね。それは事情があるからじゃないですか。原因があるからそう変わるわけじゃないですか。行政と議会議員がお互い信頼関係を持って対応していたらこんなことにはならんわけでしょう。それはそうですよ。後期高齢医療制度の問題にしたって、国鉄・坊城線にしたって、道の駅にしたって、決めたんですよ。やらないことを決めた。それがまたやることになるわけでしょう。道の駅だって、あんな計画はなかったんですよ。みんな山麓地域整備基本計画……。

(発言する者あり)

白石委員 それは言うさかいやないか。

(発言する者あり)

白石委員 そういうことなんです。変わるということじゃないですか。だから、そのことを約束したのに、約束したのにつて、何で約束を破らないといけないことになったのか、そこはきちっとしなかったら、そこを針でつつくようにして何で解決しますねん。だから、そういうことは当事者がお互い話し合っ、市民のために、市のためにということで折り合いをつけたらいいやんか。そこを解決しないで、逆に針でつついてるんや。傷をあけるようなことをするわけや。何でそんなんでいけるはずがあるねん。

増田委員長 先ほど白石委員がおっしゃっているお互いの信頼関係で交渉してほしいというご意見でございますので、十分その辺のところをご配慮いただくということでお願いします。

白石委員 委員長の言葉どおりに対応していただきたい。

増田委員長 山下市長。

山下市長 委員長、大変申しわけないですけども、こちらもちょうど誠意を持って対応いたしておりますので、やってないというふうにとられると私ども非常に心外でございますので、誠意を持って対応はさせていただきます。

増田委員長 はい、わかりました。
ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようでございますので、本件については、本日はこの程度にとどめたいと思います。
お諮りをいたします。

本委員会の所管事項の調査案件であります、新クリーンセンター建設にかかる諸事業については、事業の進捗に伴い随時委員会を開催し審査を必要とすることから、議長に対し、閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、新クリーンセンター建設にかかる諸事業については、議長に対し、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上で、本日の審査事項は全て終了をいたしました。

ここで委員外議員からの発言の申し出があれば許可をいたします。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

委員長の能力不足でお昼までちょっと時間をかけてまいりました。ただ、皆さんからの非常に貴重なご意見を頂戴して、この委員会を進めさせていただいたかなというふうにも考えてございます。ありがとうございました。

これをもって厚生文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時48分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長

増 田 順 弘